

SEA導入ガイドライン(案)に対する意見

大口自家発電施設者懇話会

- 1・戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)の2. 対象計画の内
……事業の実施に枠組みを与える計画(法定計画以外の任意の計画を含む。)のうち事業の位置……とあるが、()内を削除するか、(発電所建設を除く。)の一行を追加することでSEA導入ガイドラインの対象から、民間事業である発電所建設を除外願いたい。

発電所を対象外にする理由は以下の通りである。

- 1) 発電所建設に係る環境影響評価に関しては、従来より現行法に基づき、予め協議され決定した事項について実測による現況調査、評価の方法、手順、項目、検討期間等が制度化され適切に実施されている。わが国のEIAは、国際水準からしても厳しく、至近ではシグマパワー宇部のようにEIAにより建設を断念した例もあり、現行手続きで十分に機能している。
 - 2) SEAの対象は昨年4月に閣議決定された第3次環境基本計画にあるように、元々「国や地方公共団体における取り組み」が対象とされているはずで、完全民間事業である発電所をその対象とし、公共事業と同列に扱うのは、閣議決定と整合性が取れず問題がある。また、海外でも民間事業の発電所は対象となっていないはず。
 - 3) SEA、EIA と2度の環境影響評価は、屋上屋を架するようなもので、期間の長期化、コストの負担増になるばかりでなく、民間事業の計画を初期(戦略)計画の段階から公に曝すことになり、事業機会の喪失、企業間競争での損害につながる恐れがある。
 - 4) 自家発の立地場所は、すでにコア事業を営んでいる事業所で考えるのがほとんどで、発電所の規模、形式、燃料等、各事業所での事業内容や立地場所、環境影響などを充分考慮した上での検討であり、複数比較は意味がない。
- 2・SEAを導入するのであれば、従来のEIA と比べ回避、または低減されるであろう重大な環境影響が具体的に明示されること、並びにSEAでは、何をどのような方法で行うかについての納得が出来るような説明が必要である。